

奉仕活動はボランティアでない

高橋 武昌

一、「奉仕」ってなあに

小学校国語大辞典「奉仕」をみてみました。“神仏・天子・主君・師などにつつしんでつかえること”
“私心をすてて国家・社会や他人のために献身的に働くこと”とあります。戦後、学校教育や社会教育の面で奉仕という用語を使った施策はありませんでした。
この度の小渕前首相の私的諮問機関である教育改革国民会議「最終報告」を見ると、「奉仕活動の義務化」として「小・中学校では二週間、高校では一ヶ月間、共同生活などによる奉仕活動を行う。その具体的な内容や実施方法については、子どもの成長段階などに応じて各学校の工夫によるものとする」とありました。

私たちは、これを知って全く奇異で違和感を持ったことと思います。いま、社会教育や青年期教育で追求されゆるやかな広がりを見せている自主的、自発的なボランティア活動が歪められるおそれがあります。ボランティア本来の可能性に水をさすことは勿論、青少年の学びや社会的自立の支援に努力している人たちにショックであります。

教育改革国民会議の公聴会では、“自主的・自発的社会参加こそ大切”の多くの意見を尻目に教育改革国民会議の総括者曾野綾子氏は「奉仕活動とボランティア活動は全く別物と考えています。(略)国家から義務教育とか健康保険とか国民年金を受け取る反対給付として義務としての奉仕活動を行うべきだと私は考えて

いるんです。(略)教育は必ず強制の要素を含むものです。だから奉仕活動を強制したらいけない、という批判は成り立たない」と見当ちがいの発言をしています。この奉仕は、いま上からの憲法・教育基本法の理念を要請させていく柱になっていますし、教育改革国民会議の答申の方向とその内容を法制化した教育三法(学校教育法・地方教育行政法・社会教育法)は来年度より本格的な姿を子ども・学校・地域に表すことになります。

二、いま「子ども観」が問われる

二〇〇〇年九月与党三党(自民・保守・公明)が少年法「改正」法等を議員立法で国会に提出し通過させた時に思ったことがあります。法案が出されるまでの経過に、「神戸連続小学生殺傷事件」や一連の社会不安をかきたてる事件がありました。しかし、この法の中心的な子ども観は「子どもを全く信じていない姿勢・子どもたちに対するむきだしの恐怖感・子どもへの抑圧の意図」などです。「奉仕活動の義務化」についての曾野綾子氏が言葉にしているような子ども観と、右の少年法「厳罰化」の子ども観と裏腹のものであり、

連続のものであり、連動して進展していくのではないのでしょうか。

この度の教育三法を通過させた条件には、教職員組合等が、国民・市民の願いや要求を組織することなく、党利党略に走る民主党と日教組出身の一部社民党議員が法の内容を手直しして成立に手を借したことなくです。このこと自体、批判され指弾されるべきです。

さて、具体的には、現場ではどうなっていくのでしょうか。子どもは授業で地域の清掃や空き缶拾いなどやることになるでしょう。もちろん学校として、しないこともできるし、別の活動もできます。子どもの自発性を引きだし社会参加意識を育てる学校の取り組みが求められます。

しかし、新潟県の現場では、「奉仕活動」につながる例があることに留意したいのです。例えば、非核平和都市宣言をしている長岡市では、一昨年・昨年で三校の中学校で自衛隊での体験学習をしています。平和教育の問題はさることながら、「奉仕活動」に転化する素地となります。教育三法の「奉仕活動」の修正部分は、「小中高校等は、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実に努める」と規定しました。長

岡市の場合、まさに、この法の趣旨に沿った内容となっています。

三、二一世紀を担う子ども達のために

私たちは実践的に問題を客観化し、私たちの求める子ども像をふくらませる活動を広げましょう。

(1) 一九九八年に制定された非営利活動促進法（NPO法）で社会教育や文化活動の範囲だけみても一千をこえる非営利団体が法人格を取得して、子どもの居場所・たまり場づくり、子育て支援、地域の遊びや文化活動の創造的推進に努力をしています。自ら学び、考え、自立的な行動を通して自己実現していくボランティアを発展させたいものです。

(2) 生活科・総合学習などでも課題方法を明らかにしていくことです。

生活適応の学習にとどまることなく人間・自然・社会の課題を最も身近で具体的な題材におきかえて実践していきたいと思うのです。「阿賀野川の授業」の一部ですが……。阿賀野川の遊び・食事（子どもの興味（中心）から始まり、阿賀野川の歴史や生活の様子、新潟水俣病のこと、川と人間の共生を楽しくフィール

ドワークも交えたり地域の人々の授業参加でふくらんでいきます。主題を子どもの興味関心に焦点をあて、知ることの喜びを共に、多くの人々との出会いや新たな活動を期待し実践するならば、そこには、子どもを閉じこめる歪曲した「奉仕活動」など入る余地はないのです。

(3) 地域の生産・生活を教育課題に練りあげた実践の期待

例えば高柳町は過疎で豪雪地帯ですが、「ゆったり」のびのびで芯から気持ちいい村づくりをすすめています（高柳町じよんのび開発構想）。村が元気になり子ども達は存在感を増しています。授業化していきたい実践はまだ沢山あります。村上市の町屋商人会（おんど）の活動や三面川の鮭を育てる実践も注目しています。いま、地域の課題を共有することは子どもの自主的参画を促す最も近い道です。

（たかはし たけまさ・新潟市立江南小学校）

